

年 月 日

千葉県知事（氏 名）様

所在地（住所）

学校法人名

理事長氏名

学校法人寄附行為変更認可申請書

このたび、学校法人〇〇〇〇の寄附行為の一部を変更したいので、私立学校法第108条（※）の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

（添付書類）

- 1 変更する理由書
- 2 寄附行為変更条項新旧対照表（添付様式26）
- 3 新寄附行為（全文）
- 4 理事会、評議員会の決議録の写し
- 5 財産目録（添付様式13）
- 6 当該学校法人の設置する私立学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図
- 7 不動産の権利の帰属を証明する書類及び不動産以外の重要な財産の権利の帰属についての銀行等の証明書類
- 8 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
- 9 設立後2ヶ年の事業計画書（添付様式12）及びこれに伴う収支予算書（添付様式23）
- 10 申請年度の前年度の財産目録（添付様式13）、貸借対照表、収支決算書及び申請年度の収支予算書（添付様式23）
- 11 負債がある場合はその負債償還計画書（添付様式6）
- 12 廃止する学校、課程、学科又は収益事業にかかる財産処分に関する事項を記載した書類

〔留意事項〕

- 1 提出時期 既設の学校法人が寄附行為を変更しようとするとき。
- 2 提出部数 正副各1部（計2部）
ただし、副本には1、2、3の書類を添付すればよい。
- 3 関連手続 学校設置(廃止)認可申請、学校設置者変更認可申請、課程設置(廃止)認可申請
- 4 その他

- (1) 根拠条文(※)は、専修学校・各種学校の設置のみを目的とする法人の場合は、「私立学校法第152条において準用する同法第108条」とすること。
- (2) 添付書類は変更内容の区分により、次表のとおりとする。

添付書類 番号 区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
新たに学校等を 設置するとき	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
収益事業を 行うとき	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
学校等を廃止 するとき	○	○	○	○	○	—	—	—	(○) *	—	—	○
収益事業を 廃止するとき	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	—	○
上記以外	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) ① 上記区分中の「新たに学校等を設置するとき」及び「学校等を廃止するとき」には、次のことを含む。*は課程・学科の場合添付
ア. 高等学校の課程・学科の設置廃止
イ. 専修学校の課程の設置廃止
- ② 上記区分中の「新たに学校等を設置するとき」について、既設の幼稚園又は保育所を廃止して新たに幼保連携型認定こども園を設置する場合は、添付書類のうち、第5項から第11項の書類の提出を要しない。ただし、園舎の増改築若しくは改修又は園地の取得に伴い、新たに借入金が発生する場合は、第1項から第11項の書類を添付する。
- ③ 上記の添付書類の内、学校設置認可申請等、他の申請書により書類が重複する場合は、提出を省略することができる。
- ④ 添付書類のうち、第7項・第8項については、変更する当該「学校」又は「収益事業」に係るものとする。
- (3) 添付書類のうち、第7項「不動産の権利の帰属を証明する書類」については、自己所有の場合は登記事項証明書、借用の場合は賃貸借（又は使用貸借）契約書(写)（原則として公正証書）及び登記事項証明書
 - (4) 以下の場合、寄附行為変更届出書となるので注意すること。
ア 所轄庁の変更を伴わない事務所所在地の変更
イ 設置廃止を伴わない学校名称の変更
ウ 公告の方法の変更